

第14回官業民営化等WG資料要求項目

法務省民事局

公証事務

これまで公証人の公募で出てきた民間人のうち，辞退分を除いた5名について，面接試験でどのようなやり取りがあったのか，また，どのような基準に基づき不合格にしたのか，具体的に示されたい。

公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考を行うに当たって実施した公募においては，法務事務官等を除くいわゆる民間人から，平成14年度に4名，平成15年度に1名の合計5名の応募があった。

平成14年度の応募者のうちの1名については，過去に携わっていた業務の内容が特定の分野に偏ったものであることから，公証人審査会（現在の検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の前身）による書類選考において，公証人法第13条ノ2が定める「多年法務に携わり，法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者」に当たらないと判断された。

平成14年度の応募者のうちの残りの3名及び平成15年度の応募者1名については，民法，商法，民事訴訟法（民事執行法を含む。）及び公証人法に関する法律的知識・実務能力（遺言の種類，作成の要件及び手続，株式会社の機関の種類，意義及び選任の要件，消費貸借契約及び売買契約の意義及び成立要件，執行証書の作成手続，執行文付与の意義及び手続等の公証実務において必須となる法律的知識及び実務能力）のほか，公証人としての適格性（人物，志望動機，健康状態等）について面接を実施し，その結果を踏まえて行われた公証人審査会の選考により，法律的知識が不十分である，健康上の問題がある等の理由から，公証人に任命することは相当でないと判断された。

公証人の公募における面接試験の試験官（面接官）はどのような者がつとめているのか，示されたい。併せて，面接における合否基準を示されたい。

公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考に当たって実施されている面接は，同法の所管部局である民事局総務課の課長及び局付（いずれも法曹有資格者である。）が行っている。

面接では，公証実務において必須となる法律的知識及び実務能力のほか，公証人としての適格性に関する質問を行っており（その具体的な内容は，前問に対する回答のとおりである。），その結果を踏まえ，検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会において当該応募者を公証人として任命することの相当性を決定している。